

改正割賦販売法

包括クレジットにかかる 第2段階施行

岩丸総合法務事務所

《目次》

1. 平成20年改正の概要	3
2. 支払可能見込額調査義務の趣旨	4
3. 支払可能見込額調査の項目・時期	
(1) 調査の項目	5
(2) 調査の時期	6
4. 支払可能見込額調査の概要	
(1) ショッピング利用可能枠のイメージ	7
(2) 包括支払可能見込額の算定式	8
(3) 割賦利用可能枠算出の具体例	9
5. 支払可能見込額調査	
(1) 調査の項目	
① 年収の調査	10
② 預貯金の調査	11
③ クレジット債務の調査	12

《目次》

④借入の状況の調査	13
⑤その他包括支払可能見込額の算定に影響を与える客観的な事項の調査	14
(2) 時期別調査方法	
①クレジットカード新規発行時(原則)	15
②クレジットカード新規発行時(例外)	16
③クレジットカード更新時(原則)	19
④クレジットカード更新時(例外)	20
⑤極度額の増枠申請時(原則)	22
⑥極度額の増枠申請時(例外)	23
6. 割賦販売法に規定する罰則	27

1. 平成20年改正の概要

- (1) 支払可能見込額調査義務及び過剰与信防止義務
- (2) 加盟店調査義務
- (3) 業務運営に関する措置
- (4) 登録制の導入等
- (5) 指定信用情報機関
- (6) クレジットカード番号等の保護
- (7) 認定割賦販売協会
- (8) その他
 - ① 書面交付
 - ② 取引条件表示

2. 支払可能見込額調査義務の趣旨

クレジット会社は、消費者の支払能力を超えるクレジット契約はできません。このため、消費者とクレジット契約を行う際、消費者の収入やクレジット利用実績などに応じた「支払可能見込額」を調査することがクレジット会社に義務付けられました。

「支払可能見込額」とは、利用者が日常の生活を維持しながら、持続的に支払うことができると見込まれる1年間あたりの金額をいいます。これを利用者の年収やクレジット債務の状況、生活維持費などを基にクレジット会社が算出することになります。

そして、この「支払可能見込額」の調査結果に従い、消費者の支払能力の範囲内でクレジット契約を結ばなければなりません。

3. 支払可能見込額調査の項目・時期

(1) 調査の項目

- ◎ 年収
- ◎ 預貯金
- ◎ クレジット債務
- ◎ 借入の状況
- ◎ その他包括支払可能見込額の算定に影響を与える客観的な事項

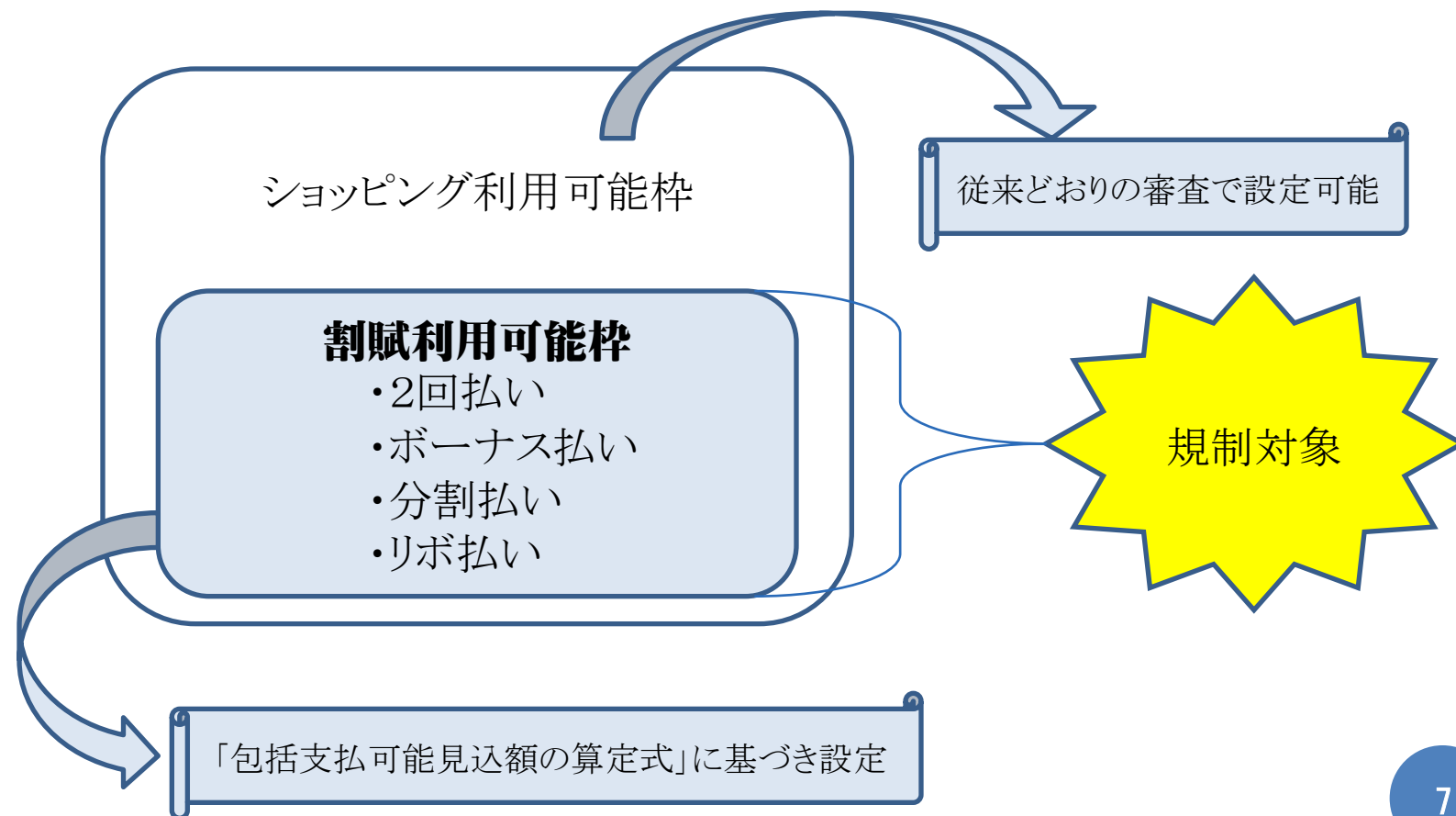
3. 支払可能見込額調査の項目・時期

(2) 調査の時期

- ◎ クレジットカードの新規発行時
- ◎ クレジットカードの更新時
- ◎ 極度額の増枠申請時

4. 支払可能見込額調査の概要

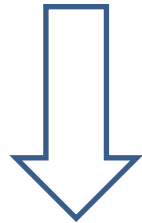
(1) ショッピング利用可能枠のイメージ



4. 支払可能見込額調査の概要

(2) 包括支払可能見込額の算定式

$$\text{（年収等－生活維持費－クレジット債務）} \times 0.9$$



		同一生計人数(単位:万円)			
		1人	2人	3人	4人
居住費負担	無	90	136	169	200
	有	116	177	209	240

※共稼ぎの配偶者にカードを交付する場合又は世帯主であつて、生計を一つにする配偶者の年収が103万円を超える者は、生計維持費の減額算定可(経済産業省取引信用課「改正割賦販売法施行規則の骨子」)。

4. 支払可能見込額調査の概要

(3) 割賦利用可能枠算出の具体例

- ・お客様の年収 ⇒ 300万円
- ・同一生計人数 ⇒ 妻(専業主婦)、子供2人
- ・居住費の負担 ⇒ 賃貸住宅
- ・クレジット債務 ⇒ 年間請求予定額20万円

$$(300\text{万円} - 240\text{万円} - 20\text{万円}) \times 90\% = \mathbf{36\text{万円}}$$

(年収) (生活維持費) (クレジット債務)



利用可能枠50万円の
カードを発行する場合

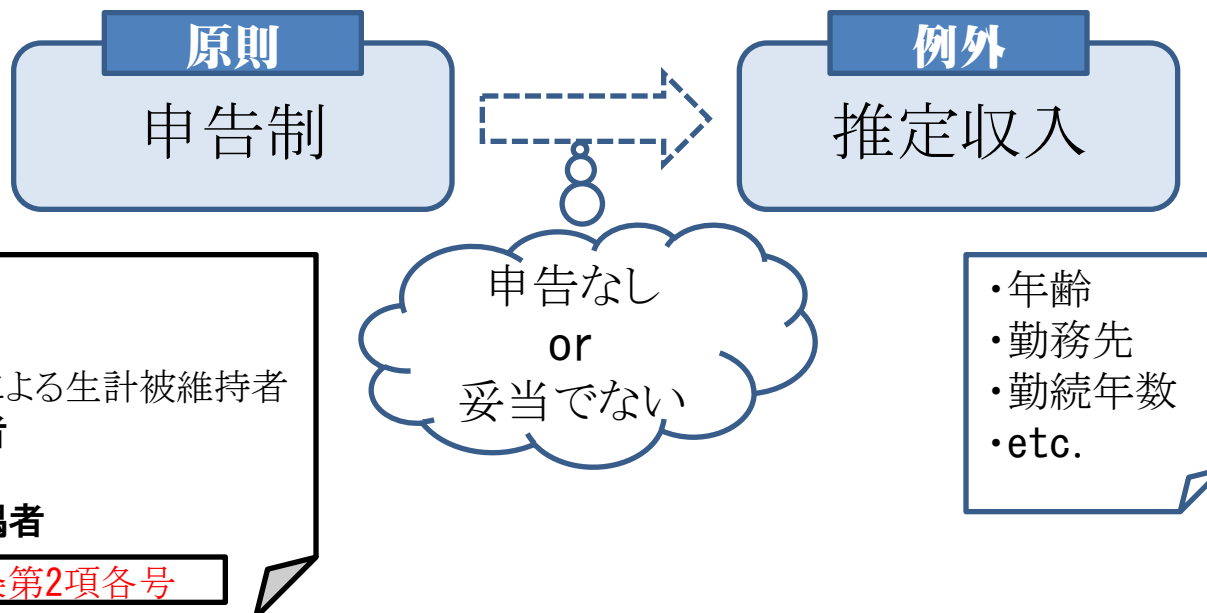
ショッピング利用可能枠
50万円

割賦利用可能枠
36万円

5. 支払可能見込額調査

(1) 調査の項目

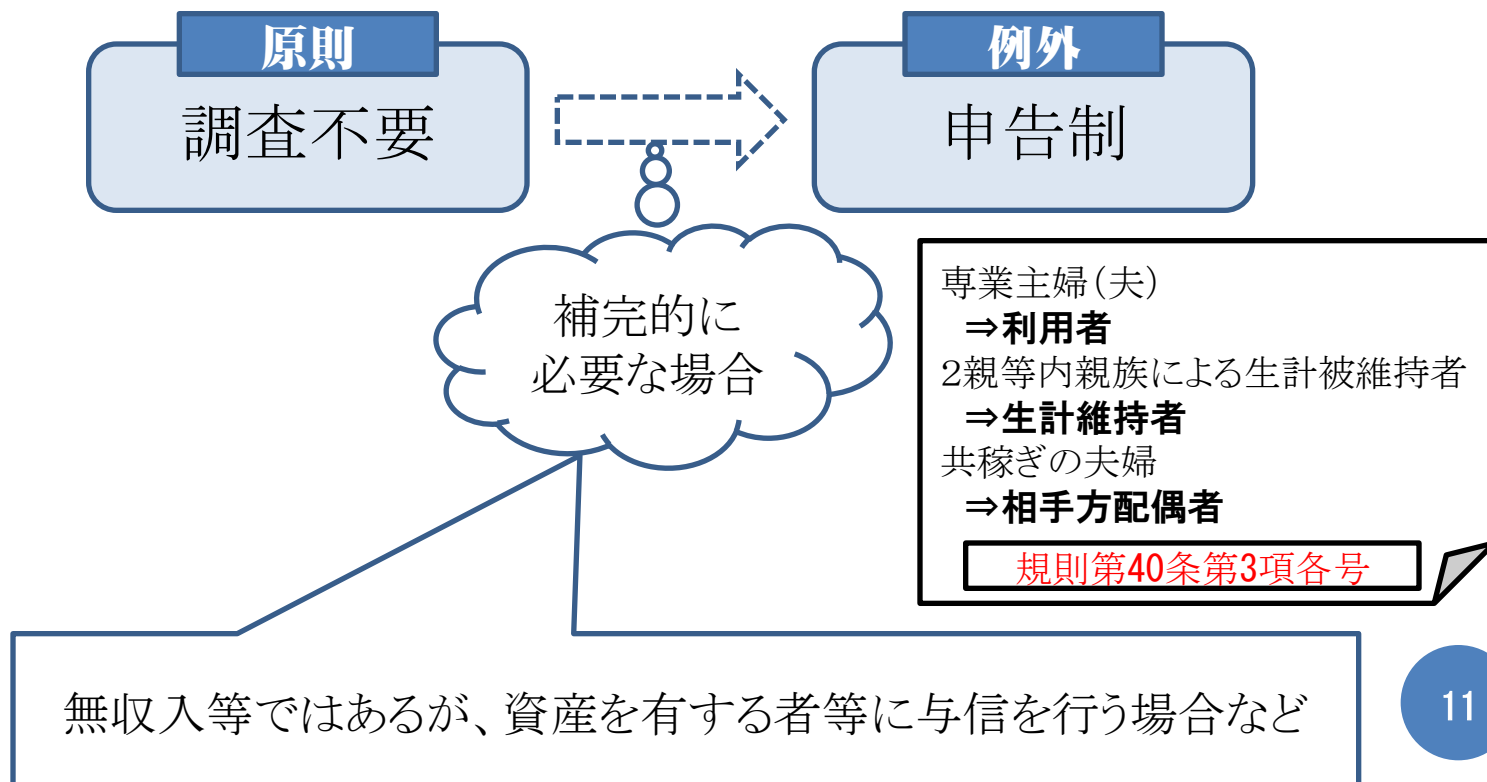
① 年収の調査



5. 支払可能見込額調査

(1) 調査の項目

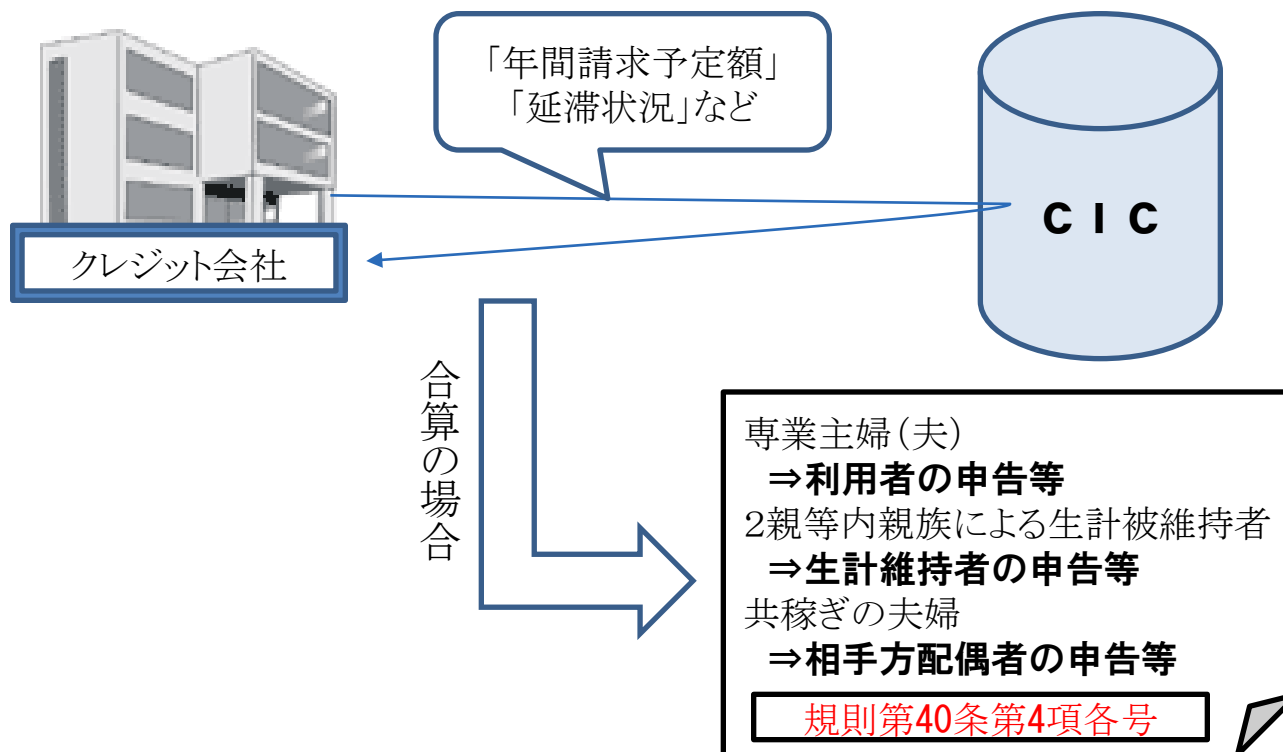
② 預貯金の調査



5. 支払可能見込額調査

(1) 調査の項目

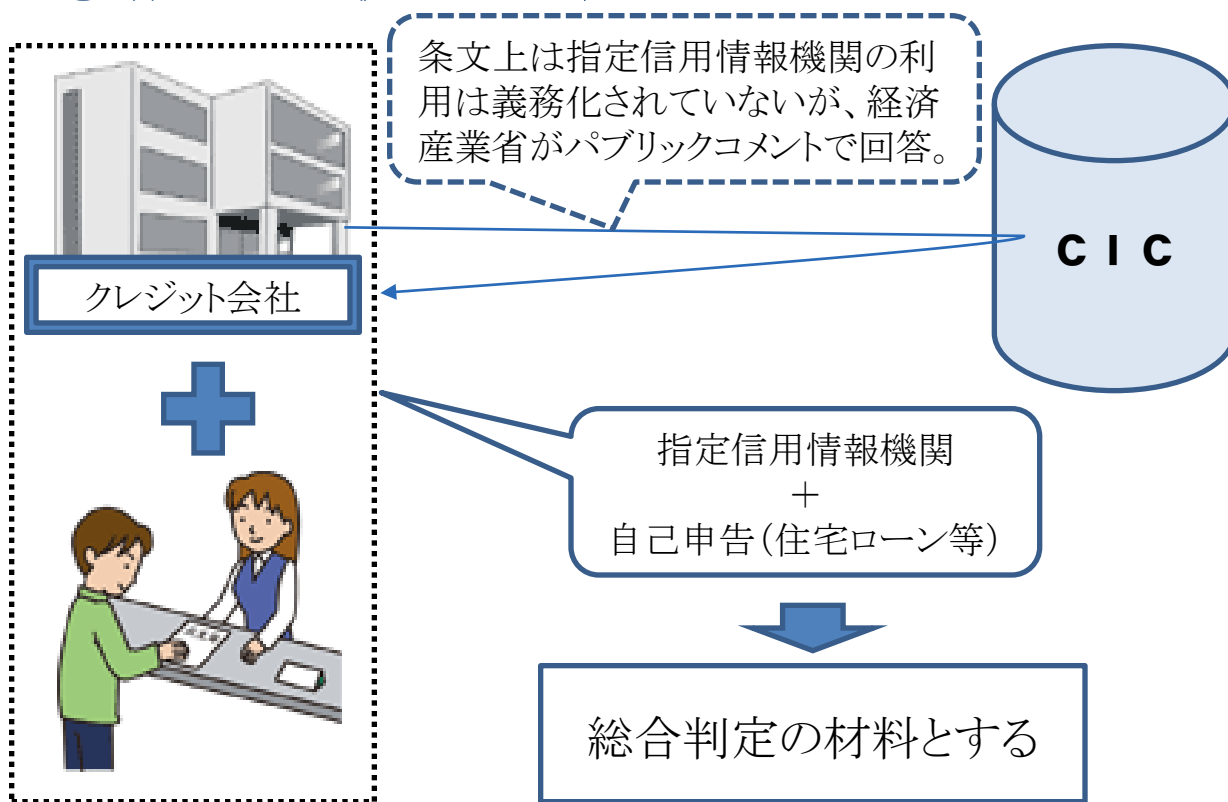
③クレジット債務の調査



5. 支払可能見込額調査

(1) 調査の項目

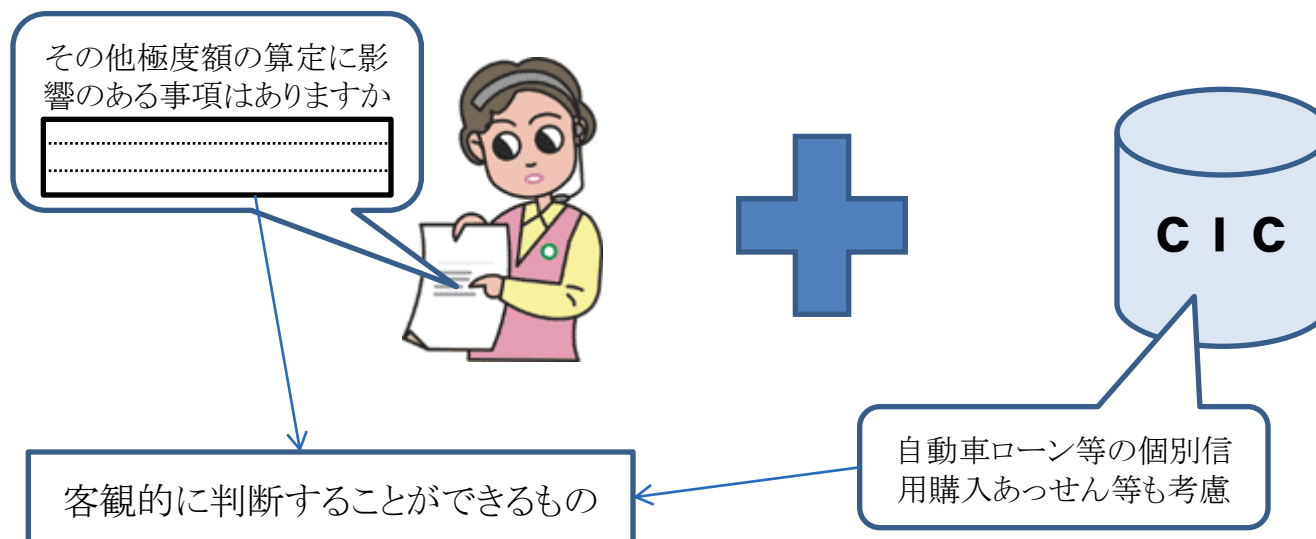
④借入の状況の調査



5. 支払可能見込額調査

(1) 調査の項目

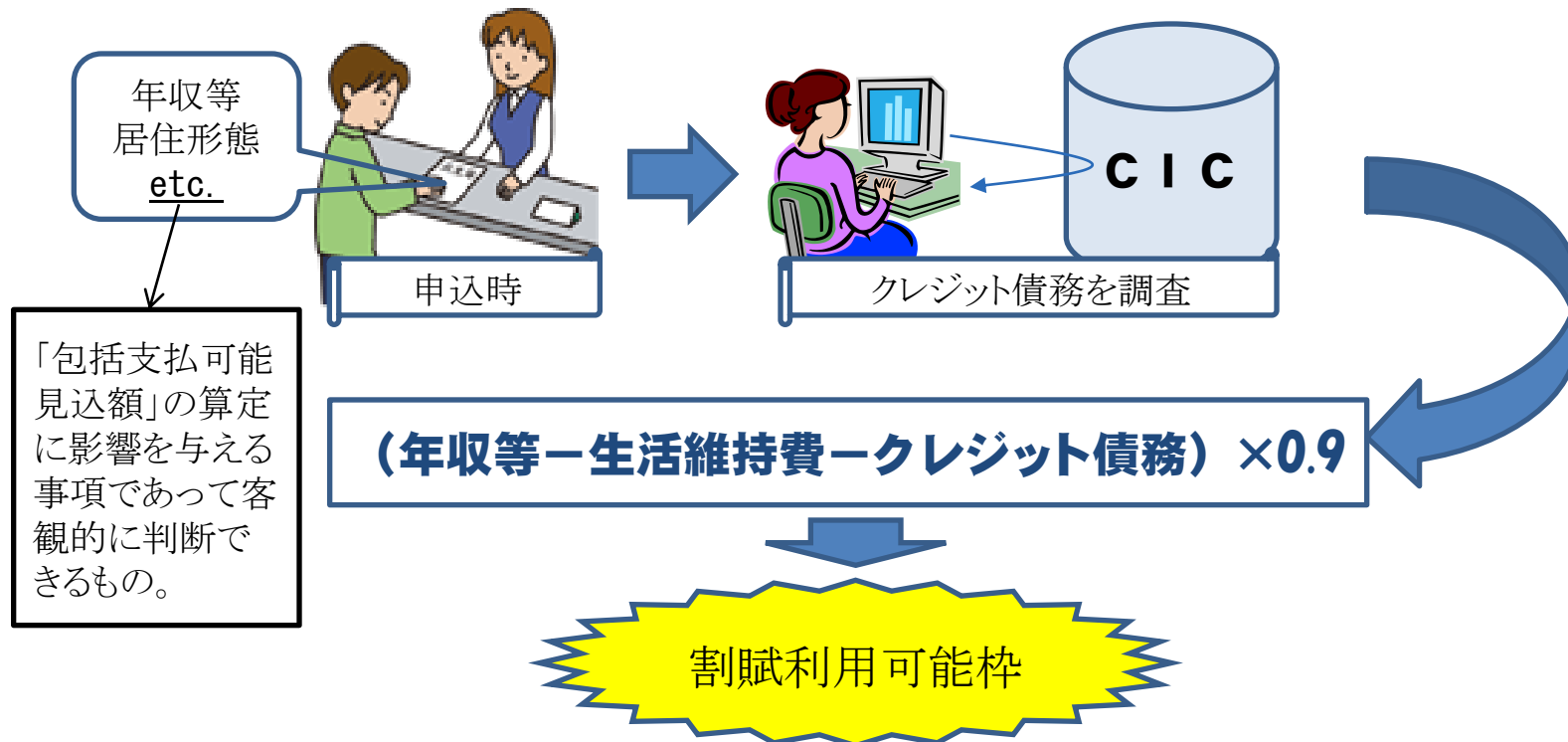
⑤ その他包括支払可能見込額の算定に影響を与える客観的な事項の調査



5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

① クレジットカード新規発行時(原則)



5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

② クレジットカード新規発行時(例外)

極度額が30万円以下のクレジットカードを発行する場合。

過剰な債務や延滞等を確認する簡易な審査で発行可能。

(年収等－生活維持費－クレジット債務) × 0.9

但し、以下の場合は除く

カード発行時点で、自社もしくは他社に対する延滞があるとき

カード発行時点で、自社債務が50万円以上もしくは自社・他社合計債務が100万円以上があるとき

(規則第40条第2項第1号)。



5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

② クレジットカード新規発行時(例外)

年収103万円以下の専業主婦(夫)にカードを発行する場合。

配偶者の年収等とクレジット債務を合算して判定できる。

この場合の配偶者の年収等は利用者の申告によることになり、申告を受けることができない場合は、利用者から受けた配偶者の年齢・勤務先等の情報により合理的に推定する(規則第40条第2項第1号)。

5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

② クレジットカード新規発行時(例外)

無収入の学生や高齢者にカードを発行する場合。

2親等内の親族に生計を維持されている場合は、当該親族の**同意**を条件に年収等とクレジット債務の合算が可能。

事前に、書面その他適切な方法による(規則第40条第2項)。

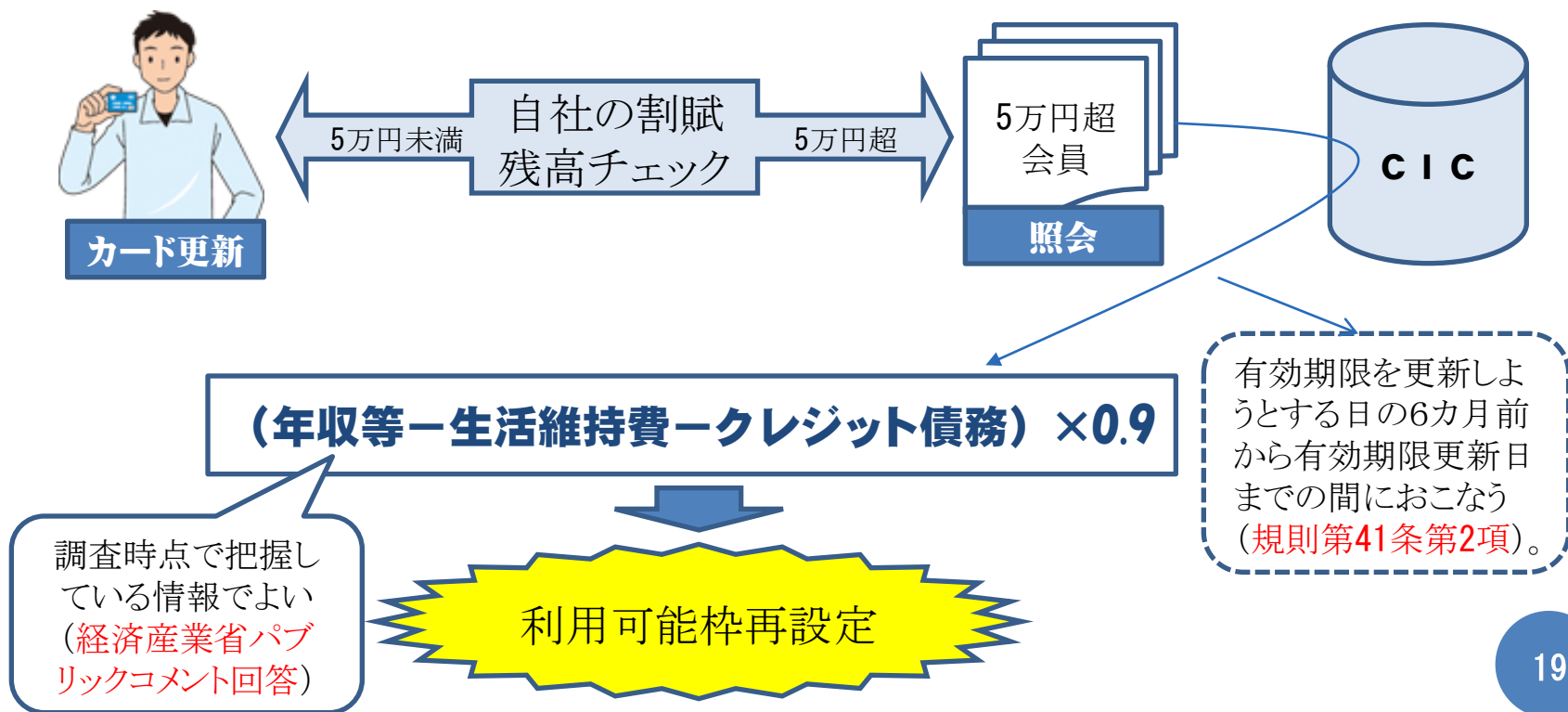
夫婦共稼ぎで、どちらも年収103万円を超えているケースで合算を希望する場合。

配偶者の**同意**を条件に年収等とクレジット債務の合算が可能。年収等の申告は、原則として相手方配偶者。

5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

③ クレジットカード更新時(原則)



5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

④ クレジットカード更新時(例外)

極度額を30万円以下としてクレジットカードの更新をする場合。

過剰な債務や延滞等を確認する簡易な審査で更新可能。

(年収等－生活維持費－クレジット債務)×0.9



但し、以下の場合は除く

カード更新時点で、自社もしくは他社に対する延滞があるとき

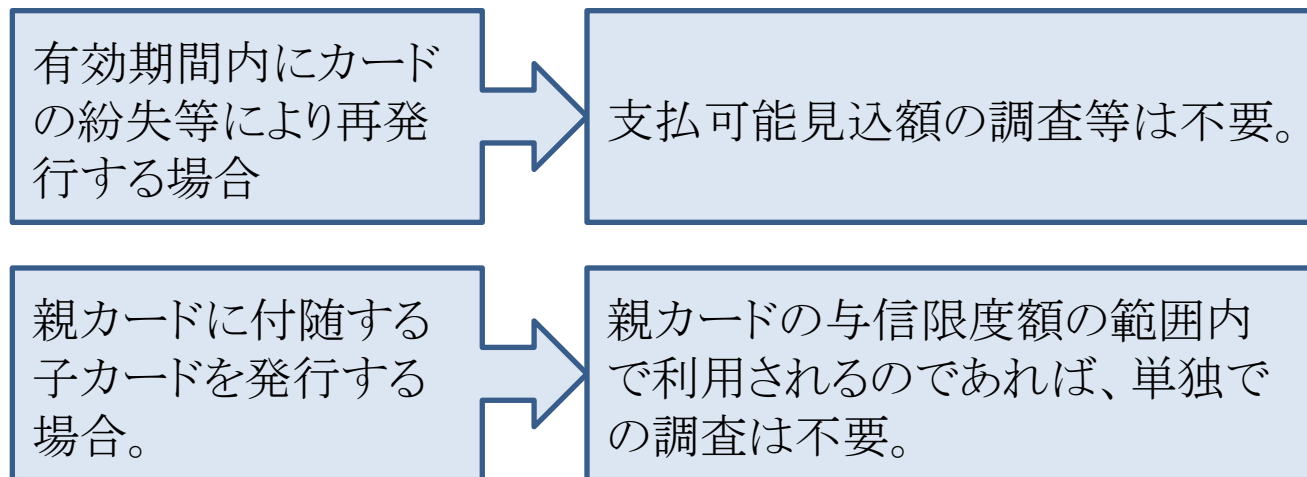
カード更新時点で、自社債務が50万円以上もしくは自社・他社合計債務が100万円以上があるとき

(規則第40条第2項第1号)。

5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

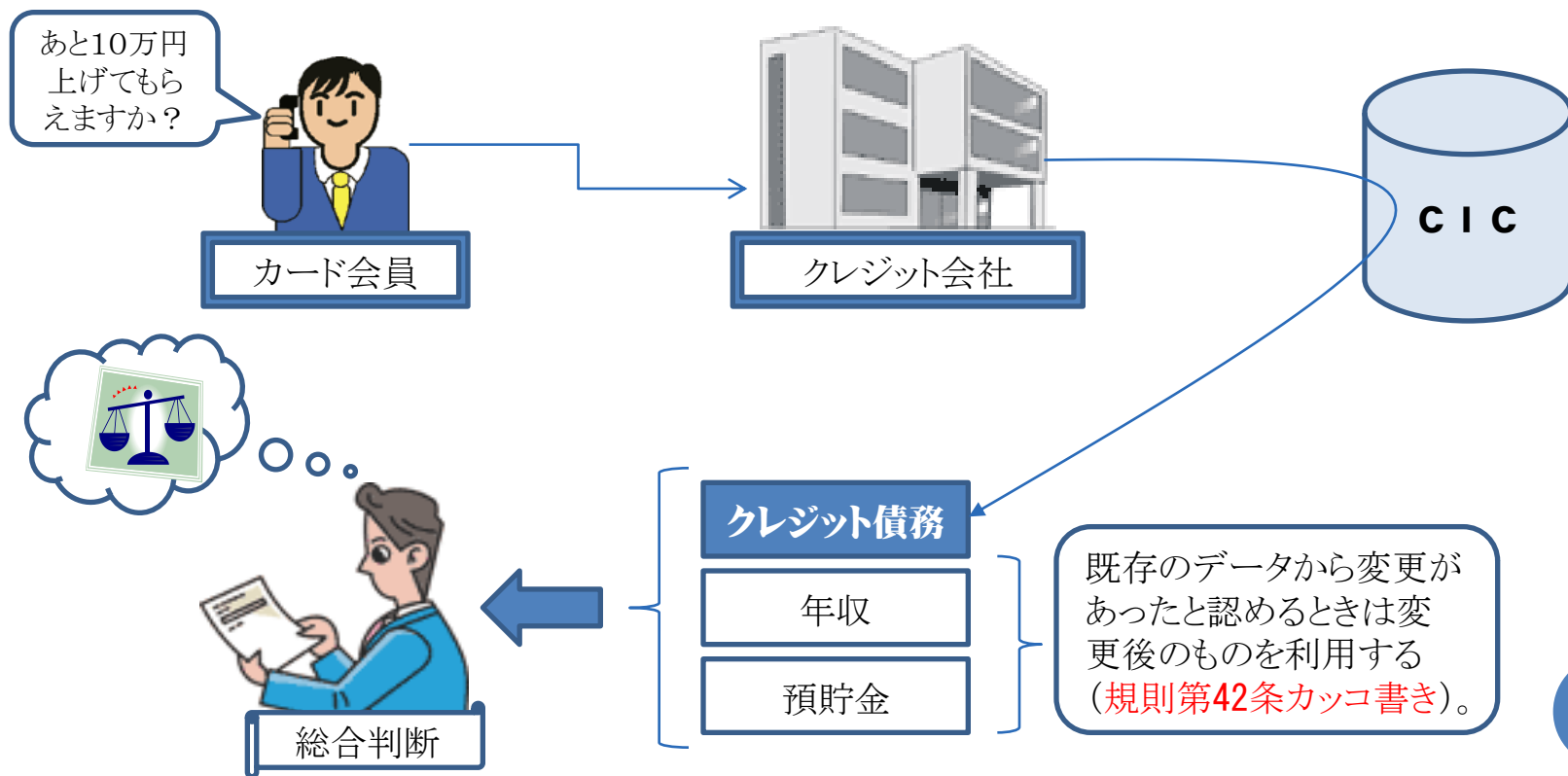
④ クレジットカード更新時(例外)



5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

⑤ 極度額の増枠申請時(原則)



5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

⑥ 極度額の増枠申請時(例外)

極度額を30万円を上限として増額する場合。

過剰な債務や延滞等を確認する簡易な審査で増額可能。

(年収等－生活維持費－クレジット債務) × 0.9



但し、以下の場合を除く

極度額増額時点で、自社もしくは他社に対する延滞があるとき

極度額増額時点で、自社債務が50万円以上もしくは自社・他社合計債務が100万円以上があるとき

(規則第40条第2項第1号)。

5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

⑥ 極度額の増枠申請時(例外)

カード会員の求めに応じて一時的に極度額を増額する場合

以下の条件を満たせば可能

- ・増額期間が3ヶ月以内
- ・当初極度額の2倍以内
- ・増枠の額が目的に照らして相当

「増額分として決済された売上については、3ヶ月以内に返済する必要があるか」という質問に対し、経済産業省は「3ヶ月以内に少なくとも当初極度額までは債務が支払われているものと想定している」と回答。
(経済産業省のパブリックコメントに対する回答)

5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

⑥ 極度額の増枠申請時(例外)

カード会員に臨時的かつ短期的な収入を得る見込がある場合

増額された後の極度額が、その収入に照らして相当であるときは増額可能(増額期間の記載はなし)

増額期間は各場合に応じて合理的に推定される限度で認められるものであるが、目処としては規則第43条第1項第2号イ(3月以内)に準じて運用されることが適切である。

(経済産業省のパブリックコメントに対する回答)

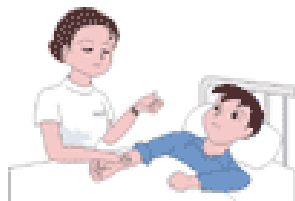
5. 支払可能見込額調査

(2) 時期別調査方法

⑥ 極度額の増枠申請時(例外)

カード会員もしくは当該カード会員の親族で生計を同じくする者の生命もしくは身体を保護するため緊急の必要がある場合

増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認められるときは可能。



条文上は「増額上限」「増額期間」の定めはなし。

6. 割賦販売法に規定する罰則

罰則	行為
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科	無登録営業 名義貸しの禁止違反
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	自己又は第三者の不正な利益を図る目的で、クレジットカード等購入あっせん業者等によるカード番号等の第三者への提供・盗用(又は不正取得)
2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科	カード等の交付等の禁止命令違反 業務停止命令違反
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	カード等の譲受等禁止違反
100万円以下の罰金	改善命令違反
50万円以下の罰金	取引条件の表示・書面交付義務違反 調査(支払能力・勧誘販売方法)義務違反 立入検査の拒否・妨害・忌避
30万円以下の罰金	変更届出・変更登録義務違反